

3号認定新規申請手続きのご案内（保育所・認定こども園）



猪名川町生活部こども課 子育て支援担当
〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1
TEL : 072-767-7477

1. 申請が必要な方

令和6年度に0歳児～2歳児として、保育所または認定こども園に新規入園を希望し、保育の必要性の認定を希望される方については、入園に先立ち町に保育認定の申請を行い、町の利用調整を受ける必要があります。保育の必要性の認定ができないと判断される場合は、保育所・認定こども園（保育部分）を利用することができません。

また、利用調整の結果、保育の必要性の高い方から入園を優先するため、希望の保育施設等に入園できない場合があります。（※先着順ではありません。）

2. 3号認定とは

0歳6ヵ月～2歳の子どもで、保育時間の利用を認定するものです。（保育標準時間・保育短時間）
●保育が必要な理由（就労等 ※4項参照）により、子どもを家庭でみることができず、保育が必要となる方が3号認定となります。3号認定の中でも、保育の必要量により、保育標準時間と保育短時間に分かれています。また、0歳児については、6ヵ月を経過した翌月より利用可能です。

【基本利用時間】

- ① 保育標準時間：7時～18時 最大11時間 ※園によって設定時間は異なります。
 - ② 保育短時間：8時～16時 最大8時間 ※園によって設定時間は異なります。
- 基本利用時間を越える時間については、延長保育をご利用いただくことも可能です。
（休園日：日曜日・祝日、年末年始等 ※世帯の就労状況等により土曜日も利用可能）

3. 認定申請と入園の手続きの流れ

猪名川町こども課に3号認定の申請をします。（申請書類一式 ※5項参照の提出）

※施設に申請書類を提出することはできませんので、直接こども課へ申し込んでください。

令和6年度4月・5月入所の申請書 受付期間
令和5年10月2日（月）～令和5年11月10日（金）

6月以降の入所希望者は、
利用開始希望月の前月10
日が締め切りとなります。

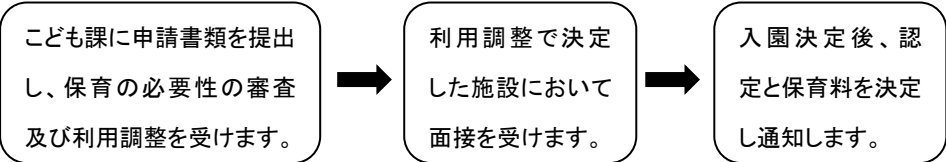
※郵送の場合、令和5年11月10日（金）までに必着（消印不可）。
不備書類がある場合は、受付できません。また、郵送事故などには対応できませんので、特定記録などの記録に残る郵送方法のみの受付となります。

※他市町施設希望の場合は、他市町の受付期間をご確認ください。

申請時には、「マイナンバーカード」と本人確認書類をお持ちください。

- 〔本人確認書類〕 ●1点でよい書類：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
- 2点必要な書類：健康保険証、年金手帳等

町が利用調整を行い、各施設で面接を行った後、入園を決定。町から支給認定と保育料を通知します。



4. 保育の必要性の認定及び証明書類について

保育所・認定こども園での保育を希望される場合の保育認定（3号認定）にあたっては、世帯の状況及び以下の3点が考慮され、保育の必要性を証明する書類の提出により保育認定の判断を行います。

（1）保育を必要とする事由（次のいずれかに該当することが必要です。）

保育を必要とする事由		保育の必要性の認定区分等	必要書類の例
①就 労	・ 常勤 ・ パートタイム等	就労時間等により認定区分を決定 <u>①保育標準時間</u> 月 120 時間以上の就労 <u>②保育短時間</u> 月 64～119 時間の就労	・ 就労証明書（採用予定の場合も含む） ・ 変則勤務の申立書（変則勤務の場合のみ）
	・ 内 職		・ 就労証明書 ・ 内職収入を証明する書類（税の申告書類等の写し）
	・ 自営業 ・ 農 業		・ 就労証明書 ・ 自営を証明する書類（自営収入を証明するもの又は営業許可証、開業届等） ・ 農業を証明する書類（税の申告書類等の写し）
②妊娠、出産 ※産前産後8週間が基本		<u>保育標準時間</u> ※出産日から起算して、8週間を経過する月の末日まで	・ 母子健康手帳 （表紙と出産予定日が記載されたページの写し）
③保護者の疾病・障害 （保護者本人）		<u>保育標準時間</u>	・ 申立書 ・ 次の㊦㊧のいずれか ㊦診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記） ㊧手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
④同居又は長期入院している家族（親族）の看護・介護		看護・介護時間等により認定区分を決定 <u>①保育標準時間</u> 月 120 時間以上の看護・介護 <u>②保育短時間</u> 月 64～119 時間の看護・介護	・ 申立書 ・ 次の㊦～㊨のいずれか ㊦看護、介護されている方の <u>町所定の診断書</u> （病名、治療期間、介護の必要性等を明記） ㊧手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） ㊨介護保険被保険者証の写し
⑤災害復旧（災害等により児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧のため保育できない方）		<u>保育標準時間</u>	・ り災したことがわかる書類（り災証明書）
⑥求職活動 （就業に向けて求職活動を行なっている方（起業準備を含む））		<u>保育短時間</u> ※最大 90 日間（就労）が決定すれば①就労へ変更可能	・ 求職活動状況申立書 ・ 求職中であることが分かる書類 求職カード、雇用保険受給資格者証、失業認定申告書の写し等

⑦就学・職業訓練 (就学(職業訓練校等、保護者が将来就労につながる就学を含む)している方)	就学時間等により 認定区分を決定 ①保育標準時間 月120時間以上の就学 ②保育短時間 月64~119時間の就学	・在学証明書、受講証明書等の受講時間及び在学期間が確認できる資料
⑧虐待やDVの恐れがあること (家庭児童相談及びDV相談を受けている方)	保育標準時間	・虐待やDVの恐れがあることがわかる書類
⑨育児休業を取得して育児中 (産前休暇取得前から、既に保育所等を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合)	保育短時間	・育児休業にかかる保育の実施継続届出書 ・育児休業取得証明書(育児休業期間が明記されていること)
⑩その他、上記と同様な状態であると町が認める場合	状況により決定	・町が必要と認める書類を提出

※保育の必要性を証明する書類がない場合は、申立書をご利用ください。

(2) 同居の家族・親族(住民票上の世帯が別々の場合も含む)に18歳~64歳の方がいる場合

同居の家族・親族についても、(1)の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。

(3) 「優先利用」への該当の有無

特別認定世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)がいる世帯)や生活保護世帯、生計中心者の失業がある場合等には、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

5. 申請書類

下記の書類をそろえて提出してください。

兄弟姉妹がいる場合は(1)申請書と(4)健康票は子どもの人数分提出してください。その他の書類はこども課で複写利用します。

(1) 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申請書(台帳)

- 住所、氏名欄は、住民登録の内容と相違ないように記入してください。
(必ず郵便が届くように部屋番号等まで正しく記入してください。)
- 年齢欄には、令和6年4月1日現在の満年齢を記入してください。
- 入園を希望する子どもおよび保護者双方の個人番号(マイナンバー)を記入してください。
- 世帯の状況欄は、同居者全員について記入してください。(家計を同一とする単身赴任の方がいる場合や世帯の異なる祖父母等が同居している場合も記入してください。)
- 続柄欄には入園を希望する子どもからみた続柄を記入してください。
- 第1希望の施設に利用調整ができないことがあるため、第2・3希望も記入してください。
- 書類が不備の場合は、受付できないことがあります。記入もれ等ないようご注意ください。

(2) 保育所・認定こども園（保育部分）入所調書

(3) 保育の必要性の証明書類

- 「4. 保育の必要性の認定及び証明書類について」の必要書類を提出してください。
- 同居している18歳～64歳の方について、それぞれ証明書類を提出してください。

(4) 児童健康票（0・1歳児用または2歳児用）

(5) 保育所・認定こども園入所（他市町委託）申請書

※町内保育所・認定こども園を希望する場合は、提出不要です。他市町の保育所・認定こども園（2号・3号認定）の保育を希望する場合、提出が必要となります。

(6) 所得を証明する書類：令和5年度（令和4年分）所得課税証明書

※令和5年1月1日時点で保護者双方が猪名川町にお住まいの方は不要です。

※令和5年1月2日以降に転入してこられた方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村で証明書を取得してください。

- 非課税の場合でも所得課税証明書を提出してください。（所得等の記載が必要）

※夫婦のいずれかが片方の配偶者控除を受けている場合は、扶養している方の課税証明書のみご提出ください。

- 猪名川町へ転入する際に、町こども課に、児童手当等の手続きで課税証明書を提出している場合は、こども課で課税証明書を複写利用することもできますので、窓口にお申し出ください。

- 保育料の切り替えが毎年9月に行われるため、新年度に入った後、切り替え算定時（8月頃）に令和6年度分（令和6年6月中旬以降に令和6年1月1日時点にお住まいの市町村で発行可能）の課税証明書の提出を依頼することがあります。

(7) 特別認定世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）の確認書類

＜ひとり親家庭の人＞

母子家庭等福祉金、母子家庭等医療費助成制度、児童扶養手当のうち、いずれも受給していない場合は、戸籍謄本および健康保険証を提出してください。

＜在宅障害児（者）のいる家庭の人＞

下記のうちいずれかを提出してください。

- ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 特別児童扶養手当証書
- ・ 障害基礎年金の受給がわかるもの

(8) 生活保護世帯の確認書類

生活保護を受給していることがわかる書類を提出してください。（生活保護決定通知書または生活保護受給証明書）

【ご注意ください】

- ・ 保育施設の利用調整は希望順位を優先とし、記入された園のみで調整しますので、記入もれのないようにご注意ください。
- ・ 所得が**未申告**の方は、税額の確認ができませんので、所得の申告を行ってください。
- ・ 保護者双方に所得がある場合は、それぞれの方の書類が必要です。
- ・ 単身赴任の方がいる場合も書類の提出が必要です。
- ・ 書類の未提出や所得の未申告などにより、市町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。
- ・ 提出された書類はお返しできませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。（受付窓口ではコピーできません。）
- ・ 子どもの父及び母に生計を維持するための収入がないと判断した時は、子どもの祖父母等の税額を証明する書類の提出を求める場合があります。（子どもの祖父母等の所得を保育料の算定対象とすることがあります。）
- ・ 申込みに虚偽の記入または申告があった場合は、支給認定が取り消されることがあります。

6. 申込内容に変更が生じた場合

世帯状況に次のような変更があった場合は、必ずこども課にお申し出ください。

- 子ども・保護者の氏名、住所
- 世帯員の構成（結婚、離婚、祖父母等の同居）

7. 入園後の支給認定（保育標準時間・保育短時間）の変更について

保育所・認定こども園の入園後に、就労（勤務先の変更含む）や育休取得等により就労状況に変更がある場合は、届出が必要です。届出により保育標準時間・保育短時間の再認定を行う場合があります。なお、保育の必要性が無くなった場合、原則継続利用をすることができず退園となります。

- 変更については申請が必要となり、月単位の変更となります。変更希望月の前月10日までに支給認定等変更申請書を各施設またはこども課までご提出ください。届出の期日に間に合わなかった場合は、翌月からの変更ができませんのでご注意ください。
- 支給認定変更後の保育料の算定については、変更月からの適用となります。

8. 年度途中の転出について

保育所・認定こども園の在園中に猪名川町外へ転出し、園を継続利用する場合は、新たな居住市町から支給認定（3号認定）を受ける必要があります。また、保育料の額は、市町によって異なり、転出先の市町の定める3号認定の保育料となりますのでご注意ください。

9. 申請時のチェック

【申請・申込書類】（町のホームページからもダウンロード可能）

- 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申請書（台帳）**
※子ども1人につき1枚提出が必要（マイナンバーの記入漏れ等注意）
※祖父母等と同居している場合、世帯が異なる場合も必ずご記入ください。

- 保育所・認定こども園（保育部分）入所調書**

- 保育の必要性の証明書類**
※保育の必要性の事由に対して、就労証明書等の必要書類は異なります。
※同居している18歳～64歳の方について、それぞれ証明書類を提出してください。

- 児童健康票（0・1歳児用または2歳児用）**

- 保育所・認定こども園入所（他市町委託）申請書**
※他市町の保育所・認定こども園に入園を希望する場合のみ必要。

- 令和5年度（令和4年分）所得課税証明書**
※令和5年1月2日以降に転入して来られた方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村で証明書を取得してください。

- 特別認定世帯の確認書類**
<ひとり親家庭の人>
母子家庭等福祉金、母子家庭等医療費助成制度、児童扶養手当のうち、いずれも受けていない場合は、戸籍謄本および健康保険証を提出してください。
<在宅障害児（者）のいる家庭の人>
下記のうちいずれかを提出してください。
 - ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当証書
 - ・障害基礎年金の受給がわかるもの

- その他書類**
 - ①生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書を提出。
 - ②猪名川町に転入前に申請を行う方は、不動産売買契約書等の写しを提出。

【申請時の持ち物】

- マイナンバーカード等のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- 運転免許証等の申請者のご本人であることが確認できるもの



※この冊子に記載している制度等は、令和5年8月作成時点のものです。